

悪臭防止のしおり

令和7年4月

目 次

- 1 悪臭規制地域について P1
- 2 悪臭の規制について P1～2
- 3 改善命令等の処置 P3
- 4 長崎県悪臭防止指導要綱に基づく悪臭防止対策 P3

佐 世 保 市

環 境 部 環 境 保 全 課

〒857-0851

佐世保市稲荷町1番8号

TEL 0956-26-1787(直通)

FAX 0956-34-4477

1. 悪臭規制地域について

(1) 規制地域

工場や事業所などから発生する悪臭から、住民の生活環境を保全する必要があると認められる地域を「規制地域」として指定しています。

(2) 規制地域の区分

区域区分	都市計画法に基づく用途地域等
A 区域	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、 第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、 第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、 市街化調整区域のうち、ひうみ町、白岳町、日宇町、鵜渡越町、 鹿子前町の一部、 小佐々町および世知原町の一部
B 区域	工業地域、小佐々町および世知原町の一部

※規制地域図については佐世保市ホームページからダウンロードするか、環境保全課までお尋ねください。

(佐世保市ホームページ <http://www.city.sasebo.lg.jp/kankyo/kanhoz/kisekuiiki.html>)

2. 悪臭の規制について

(1) 規制の対象

規制地域内に立地している工場・事業場はどのような種類の工場・事業場であっても、その規模等を問わず特定悪臭物質の規制基準を遵守する義務があります。

なお、次のような悪臭発生源は工場・事業場ではないので、規制基準の適用対象には含まれません。

- ① 個人住宅、アパート、寮、等
- ② バキュームカー、ゴミ回収車、し尿運搬船、等
- ③ 建設工場の作業現場、等

(2) 規制基準（悪臭の原因により下記の3種類の規制基準を定めています。）

① 敷地境界の大気に係る規制基準

(単位：ppm)

	悪 臭 物 質	A 区域	B 区域
1	アンモニア	1 以下	2 以下
2	メチルメルカプタン	0.002 以下	0.004 以下
3	硫化水素	0.02 以下	0.06 以下
4	硫化メチル	0.01 以下	0.05 以下
5	二硫化メチル	0.009 以下	0.03 以下
6	トリメチルアミン	0.005 以下	0.02 以下
7	アセトアルデヒド	0.05 以下	0.1 以下
8	スチレン	0.4 以下	0.8 以下
9	プロピオン酸	0.03 以下	0.07 以下
10	ノルマル酪酸	0.002 以下	0.006 以下
11	ノルマル吉草酸	0.0009 以下	0.002 以下
12	イソ吉草酸	0.001 以下	0.004 以下
13	プロピオンアルデヒド	0.05 以下	0.1 以下

14	ノルマルブチルアルデヒド	0.009 以下	0.03 以下
15	イソブチルアルデヒド	0.02 以下	0.07 以下
16	ノルマルバレルアルデヒド	0.009 以下	0.02 以下
17	イソバレルアルデヒド	0.003 以下	0.006 以下
18	イソブタノール	0.9 以下	4 以下
19	酢酸エチル	3 以下	7 以下
20	メチルイソブチルケトン	1 以下	3 以下
21	トルエン	10 以下	30 以下
22	キシレン	1 以下	2 以下

② 煙突等からの排出ガスに係る規制基準

敷地境界の大気に係る規制基準欄に掲げる規制基準の値を基礎として、悪臭防止法施行規則(昭和47年総理府令第39号)第3条に定める方法により算出して得た流量を基準としたものです。

この規制は、22 悪臭物質のうち、メチルメルカプタン、硫化メチル、二硫化メチル、アセトアルデヒド、スチレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸、及びイソ吉草酸を除きます。また、有効煙突高5m未満の場合については適用されません。

③ 排水水に係る規制基準

(単位：ppm)

特定悪臭物質	排水量 区 域	0.001m ³ /秒 以下の場合	0.001m ³ /秒を 越え、0.1m ³ /秒 以下の場合	0.1m ³ /秒を 越える場合
メチルメルカプタン	A 区域	0.03 以下	0.007 以下	0.002 以下
	B 区域	0.06 以下	0.01 以下	0.003 以下
硫化水素	A 区域	0.1 以下	0.02 以下	0.005 以下
	B 区域	0.3 以下	0.07 以下	0.02 以下
硫化メチル	A 区域	0.3 以下	0.07 以下	0.01 以下
	B 区域	2 以下	0.3 以下	0.07 以下
二硫化メチル	A 区域	0.6 以下	0.1 以下	0.03 以下
	B 区域	2 以下	0.4 以下	0.09 以下

(参考) 6段階臭気強度表示法

6段階臭気強度表示法による臭気強度において、「A区域」の規制基準は2.5、「B区域」の規制基準は3.0に相当する悪臭物質濃度としています。

臭気強度	内 容
0	無臭
1	やっと感知できるにおい(検知しきい値濃度)
2	何のにおいであるか判るにおい(認知しきい値濃度)
3	楽に感知できるにおい
4	強いにおい
5	強烈なにおい

3. 改善命令等の処置（従わない場合には罰則があります）

市長は、規制地域内に立地する工場・事業場から発生する悪臭物質が規制基準に適合せず、住民の生活環境を損なっていると認めるときは、当該工場・事業場の設置者に対し改善勧告を出し、この改善勧告に従わないときは改善命令を出すことができます。

4. 長崎県悪臭防止指導要綱に基づく悪臭防止対策

当要綱は、工場または事業場における事業活動に伴って発生する悪臭により、住民の環境が損なわれている場合、または損なわれるおそれがある場合に、悪臭を防止するために県、市町村及び工場等の設置者のとるべき措置に関し必要な事項を定め、もって住民生活環境保全に資することを目的としています。

(1) 工場等から排出される臭気の排出基準

区 分	工場等の敷地の境界線 における臭気の濃度	工場等の煙突その他の排 出口における臭気の濃度
第 1 種区域	臭気濃度 20 以下	臭気濃度 500 以下
第 2 種区域	臭気濃度 30 以下	臭気濃度 1000 以下

※臭気濃度とは、対象空気をにの無い清浄な空気で希釈したとき、ちょうどにおわなくなるときの希釈倍率をいう。

※第 1 種区域とは、悪臭防止法第 3 条の規定に基づいて定めた規制地域のうちの「A 区域」をいい、第 2 種区域とは、第 1 種区域以外の区域をいう。

(2) 悪臭に関する施設基準

	施 設 基 準
1	工場等は、悪臭の漏れにくい構造の建物とすること
2	工場等の内部及び周辺は、悪臭が発生しないよう適正に管理すること
3	悪臭を発生する作業は、工場等の敷地のうち、可能な限り周辺に影響を及ぼさない位置及び建物内において行うこと。ただし、周囲の状況等から支障がないと認められる場合はこの限りでない
4	工場等において発生する汚水、汚物等は、悪臭が発生しないよう適正に処理すること
5	悪臭を発生する原材料、製品等は、悪臭の漏れにくい容器等に収納するとともに建物内に保管すること
6	悪臭を発生する施設等は、できる限り密閉構造とし、かつ悪臭を外部に排出しないよう有効な脱臭装置を設置し、適正に処理すること